

放射性同位元素等による放射線障害の防止について（通知）

（平成4年3月26日 4安局第35号）

（使用者・販売業者・廃棄業者あて）

（科学技術庁原子力安全局長通知）

貴事業所におかれましては、放射性同位元素等の取扱いに当たり、平素から放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく放射線安全管理を行い、放射線障害防止に努められていることと存じます。

さて、今般、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号以下「規則」という。）の改正並びに関係告示の改正及び制定を行い、平成3年11月15日に公布し、同日から施行いたしました。

この度の改正等は、最近増加の傾向が見られる放射線安全管理不備の防止を図ること、事業所等における放射性同位元素等の使用形態の多様化に伴う規制の合理化を図ること等を目的に行ったもので、施設点検制度及び定期的報告徴収制度の創設、表示付放射性同位元素装備機器に係る規制の合理化等の内容を含んでおります。

その主要点を別添のとおり取りまとめましたので、貴事業所におかれましてもその内容を熟知し、放射線安全管理に遺漏のなきようお願いいたします。

また、最近、放射性同位元素を紛失する事故が相次ぎ憂慮すべき状況にあります。このため、科学技術庁では、放射性同位元素の管理状況について調査するとともに、特にガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタについては、製造、販売業者等の協力を得て、紛失防止のためのシールの貼付け等の対策を講じているところであります。

つきましては、放射性同位元素等を取り扱う方々におかれては、線源の所在等に一層の注意を払い、放射線安全管理に万全を期されるよう併せてお願いいたします。

別添

規則及び関係告示の改正等の主要点

1．施設点検制度の充実

（1）放射線障害予防規定の規定事項の追加（規則第21条関係）

使用者、販売業者及び廃棄業者（以下「使用者等」という。）が、放射線障害予防規

定において定めなければならない事項に、放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用若しくは詰替えをし、又は密封された放射性同位元素等の廃棄をする場合にあっては、管理区域）の点検に関することを加えたこと。

（２）記帳事項の細目の追加（規則第２４条関係）

使用者等が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目に、放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用若しくは詰替えをし、又は密封された放射性同位元素等の廃棄をする場合にあっては、管理区域）の点検の実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名を加えたこと。

２．定期的報告徴収制度の創設（規則第３９条関係）

使用者等が、毎年４月１日からその翌年の３月３１日までの期間におけるその工場若しくは事業所、販売所又は廃棄事業所の放射性同位元素等の在庫及び放射線管理の状況について、規則別記様式第２１の４による報告書を、当該期間の経過後３月以内に科学技術庁長官（以下「長官」という。）に対して提出することとしたこと。

３．規制の合理化

（１）表示付放射性同位元素装備機器に係る規制の合理化

放射線の量の定期的な測定の廃止（規則第２０条関係）

使用者等が行わなければならない表示付放射性同位元素装備機器に係る放射線の量の定期的な測定の義務を廃止し、当該機器による放射線障害のおそれがあるときに行うこととしたこと。

教育訓練の合理化（告示「教育及び訓練の時間数を定める告示」関係）

使用者等が、表示付放射性同位元素装備機器（ガスクロマトグラフ用電子・キャプチャ・ディテクタ（ニッケル６３を装備しているものに限る。）に限る。以下同じ。）のみの取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者に対して、あらかじめ行わなければならない教育及び訓練の時間数の下限を、次表のように改めたこと。

項目	旧法令	改正法令
放射線の人体に与える影響	30分	10分
放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4時間	20分
放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	1時間	20分
放射線障害予防規定	30分	10分

記帳事項の削減（規則第24条関係）

使用者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目から、表示付放射性同位元素装備機器の使用に係る放射性同位元素の種類及び数量（当該機器の名称及び機構確認の番号）、使用の年月日、目的、方法及び場所並びに使用に従事する者の氏名を除いたこと。

（2）密封された放射性同位元素の取扱いの多様化等に伴う規制の合理化

一時的使用の目的の追加（告示「使用の場所の一時的変更の届出に係る使用の目的を指定する告示」関係）

許可使用者が、370GBq以下の密封された放射性同位元素を一時的に使用する場合において、使用の場所を変更しようとするときに、許可を要せずあらかじめ長官に対して届け出ることのできる使用の目的に、次に掲げるものを追加したこと。

イ 蛍光エックス線分析装置による物質中の元素の質量の調査

ロ ガンマ線密度計による物質の密度の調査

ハ 中性子水分計による土壌中の水分の質量の調査

教育訓練の合理化（規則第21条の2及び告示「教育及び訓練の時間数を定める告示」関係）

イ 使用者等が、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者であって、管理区域に立ち入らないもの（（1）で掲げた表示付放射性同位元素装備機器のみの取扱等業務に従事する者を除く。）に対して、あらかじめ行わなければならない教育及び訓練の時間数の下限を、次表のように改めたこと。

項目	旧法令	改正法令
放射線の人体に与える影響	30分	30分
放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4時間	1時間30分
放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	1時間	30分
放射線障害予防規定	30分	30分

□ 使用者等が、取扱等業務に従事しない者であって、管理区域に立ち入るものに対して、あらかじめ行わなければならない教育及び訓練を、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について施すことに改めたこと。

(3) 手続の簡略化

変更の許可を要しない軽微な変更の追加（規則第5条の2及び告示「変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示」関係）

許可使用者が行う変更のうち、次に掲げるものを変更の許可を要しない軽微な変更追加したこと。

イ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用時間数の減少

□ 管理区域の拡大及び当該変更に伴う管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の位置の変更（工事を伴わないものに限る。）

放射性同位元素の使用の届出の届書に添付する法人登記簿の抄本の添付を廃止（規則第9条及び第10条関係）

放射性同位元素の使用の届出の届書の添付書類のうち、法人登記簿の抄本の添付を廃止したこと。

一部の届出の提出部数の削減（規則第12条及び告示「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第12条第2項に規定する工場又は事業所を定める件」関係）

放射性同位元素の使用の届出の届書（規則別記様式第5）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条の2第2項による届出使用に係る変更の届出の届書（規則別記様式第6）の長官に対する提出部数を、次に掲げる工場又

は事業所を除き、正本 1 通及び副本 4 通から正本 1 通及び副本 3 通に削減したこと。

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による学校の設置する病院又は診療所
ロ 国の設置する病院又は診療所（厚生大臣の設置するものを除く。）であって、前号に規定するもの以外のもの

（ 4 ）制度の平明化

放射線施設の廃止に伴う措置の報告書の様式の制定（規則第 39 条関係）

使用者等が放射線施設を廃止した場合に行う措置の報告の報告書の様式（規則別記様式第 21 号の 3）を定めたこと。

4 . その他

（ 1 ）施行期日

この府令は、公布の日（平成 3 年 11 月 15 日）から施行するものであること。

（ 2 ）経過措置

この府令の施行の際に、現に長官に対して放射線障害予防規定を届け出ている使用者等は、当該放射線障害予防規定を改正後の規則（以下「新規則」という。）第 21 条第 1 項第 1 号の 5 に規定する事項（放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用、若しくは詰替えをし、又は密封された放射性同位元素等の廃棄をする場合にあっては、管理区域）の点検に関すること）について定めるものに変更し、平成 5 年 3 月 31 日までに、その旨を長官に届け出ること。

新規則第 39 条第 3 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日以後の期間について作成する報告書について適用すること。